

第1編 基本編

基本編は、本計画の総則と基本方針である。

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び豊見城市防災会議条例第2条の規定に基づき、豊見城市防災会議が作成する計画であって、豊見城市（以下「市」という。）、沖縄県（以下「県」という。）及び防災関係機関や公共団体その他市民がその有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

市防災計画の全体構成は、次のとおりとする。

(1) 基本編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

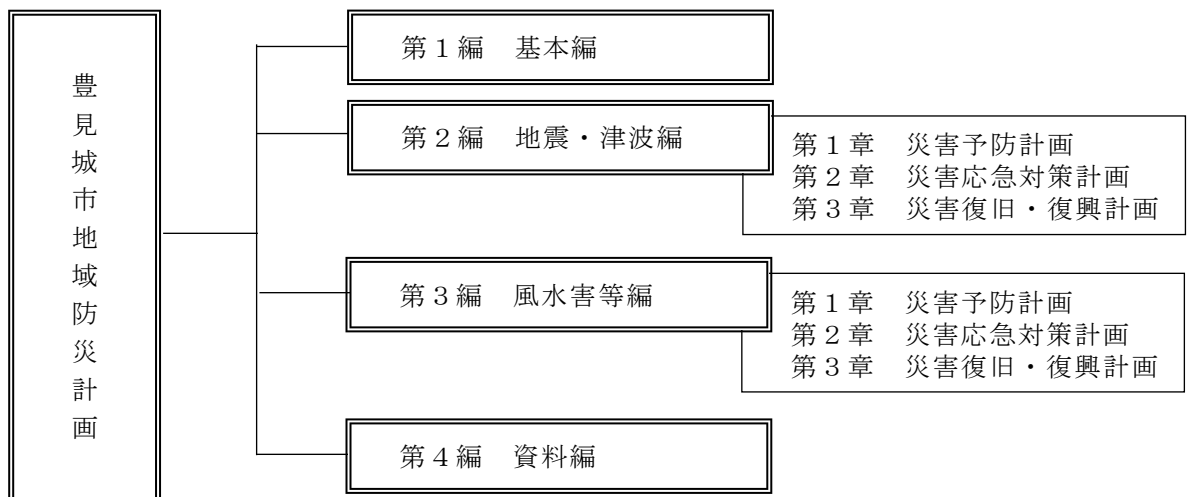
(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

(4) 資料編

各編に関する資料・様式

《全体構成図》



第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 市防災計画 豊見城市地域防災計画をいう。
- 2 県防災計画 沖縄県地域防災計画をいう。

第3節 本市の概況

1 自然的条件

(1) 位置

本市は、沖縄本島の南西部に位置し、西は東支那海に面し、北は那覇市、東は南風原町・八重瀬町、南は糸満市に接している。

緯度、経度の上からみると、極西の岡波島が東経 127 度 38 分 16 秒、極北の漫湖が北緯 26 度 11 分 54、極東の金良が東経 127 度 42 分 50 秒、極南の岡波島が北緯 26 度 08 分 29 秒の地点となっている。

総面積は 19.60 km²で、県面積の 0.86%を占めている。その内訳は、市街化区域が 6.99 km²、市街化調整区域が 12.61 km²となっている。

(2) 地勢、地質

地勢は、与根海岸一帯の低地域、豊見城丘陵域、嘉数丘陵域及び高嶺丘陵域の4地域に区分される。与根地域は東支那海に面した沖積低地で土地改良事業によって区画された圃場が広がり、海岸部は本市地先開発事業により豊崎地区が造成された。豊見城丘陵域は、豊見城の背後部の丘陵を中心とした地域で、嘉数丘陵は、嘉数台地を中心とした饒波川、長堂川、国場川の河川に囲まれた地域である。高嶺丘陵は高嶺から保栄茂にいたって多くの丘陵があり、平良グスク跡は標高 108.6mで市最高地をなし、一帯は山林原野が広がっている。

地質は、主に泥灰岩土壌（ジャーガル）で我那覇、名嘉地、田頭、瀬長の一部に第三紀砂岩土壌、与根、瀬長、翁長地内の一部に沖積土があり平良、高嶺の東部にわずかに珊瑚石灰土壌（マージ）がある。

(3) 気候

気候は、高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は 23℃前後、年降水量は 2000mm 程度である。夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧のなかで南～南東の風が卓越して、蒸し暑い晴天の日が多く熱帯夜が続く。冬は大陸高気圧の張出しで、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い。

例年5月中旬から6月下旬の始めにかけて「小満芒種」（スーマン ポースー）と呼ばれる雨期（梅雨）がある。この雨期明けとともに本格的な夏が訪れ、台風期に入る。10月頃になると「新北風」（ミーニシ）が吹き始め、北よりの季節風は特に12月から2月にかけて卓越する。

また、この時期は空気が乾き、火災の発生の多い時期でもある。冬の最盛期である1、2月を過ぎると季節風も弱まってくる。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、昭和40年代後半に豊見城団地建設等の宅地開発を進めたことで、都市圏域の拡大や人口流入により、急激な増加をみせていた。

近年においては、全国的な少子高齢化の影響により人口増加率は減少しているものの、県特有の出生率による安定した自然増と、豊見城・宜保土地区画整理事業や豊崎地区の開発により、全国及び県の平均と比較しても、緩やかな人口増を継続してきたことにより、平成22年の国勢調査の人口は、57,261人であるが、平成27年の国勢調査による人口は、61,119人であり、3,858人の増加となっている。なお、平成29年3月31日現在の住民登録人口は、62,779人、24,612世帯となっている。

(2) 住居状況

平成28年1年1日現在における本市の建物棟数は、家屋総数で12,410棟、このうち木造家屋は887棟あり全体の7.1%を占めている。

(3) 土地利用

本市は、豊かな自然環境や農地に囲まれた農村であったが、近年では住宅を中心とした宅地化が急速に進行しており、既成市街地や各集落には住宅用地が広がり、幹線道路の沿道には商業施設の立地がみられる。

新たに造成された豊崎地区では、住宅地や大規模商業施設の立地が進行しており、さらには製造業の進出もみられる。

(4) 道路・交通

本市の主要な幹線道路には、国道3路線及び県道9路線があり、市の広域的な自動車交通の多くを処理している。近年では、高規格道路（高速道路）である那覇空港自動車道（豊見城東道路）や豊崎地区への国道331号豊見城道路の4車線が開通したことにより、広域交通の利便性が飛躍的に向上してきている。

(5) 産業、就業構造

本市の平成27年の産業別就業人口をみると、第一次産業が3.7%、第二次産業が13.1%、第三次産業が83.2%と、県平均とほぼ同様に、第三次産業の割合が高くなっている。第一次産業及び第二次産業の就業者数及びその割合が近年減少傾向にあるのに対し、第三次産業は就業者数・割合ともに増加している。

業種別にみると、医療・福祉14.7%と最も多く、次いで卸売・小売業が14.1%、公務が7.9%と続いている。

第4節 災害の想定

本計画は、本市の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年八重山地方大地震の津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

本県が過去に大規模な被害を受けた4つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

ア 昭和32年台風14号 フェイ

| | |
|-----------|------------------------|
| 襲来年月日 | 昭和32年(1957年)9月25日、26日 |
| 最大風速 | 47.0 m/s (那覇) |
| 最大瞬間風速 | 61.4 m/s (那覇) |
| 降水量 | 70.7 mm (那覇、25～26日) |
| 死傷者・行方不明者 | 193名 (うち死者及び行方不明者131名) |
| 住宅全半壊 | 16,091戸 |

イ 第2宮古島台風 コラ

| | |
|--------|---------------------|
| 襲来年月日 | 昭和41年(1966年)9月5日 |
| 最大風速 | 60.8 m/s (宮古島) |
| 最大瞬間風速 | 85.3 m/s (宮古島) |
| 降水量 | 297.4 mm (宮古島、3～6日) |
| 傷者 | 41名 |
| 住宅全半壊 | 7,765戸 |

ウ 平成15年台風第14号 マエミー

| | |
|--------|-----------------------|
| 襲来年月日 | 平成15年(2003年)9月10日、11日 |
| 最大風速 | 38.4 m/s (宮古島) |
| 最大瞬間風速 | 74.1 m/s (宮古島) |
| 降水量 | 470.0 mm (宮古島、9～12日) |
| 死傷者 | 94名 (うち死者1名) |
| 住宅全半壊 | 102棟 (うち全壊19棟) |

エ 平成27年台風第21号 ドゥージェーン

| | |
|-----------|--------------------------|
| 襲来年月日 | 平成27年(2015年)9月27日 |
| 最大風速 | 54.6 m/s (与那国町祖納) |
| 最大瞬間風速 | 81.1 m/s (与那国町祖納) |
| 降水量 | 206.0 mm (与那国町祖納 27～28日) |
| 死傷者・行方不明者 | - |
| 住宅全半壊 | 37棟 |

※平成27年9月28日、与那国町に災害救助法(昭和22年法律第118号)適用

(2) 河川の氾濫（洪水浸水想定）

県では、県内の重要河川である次の水位周知河川（※）について、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川が氾濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測している。その結果、市域にかかる浸水想定区域は未指定であるが、市内を流れる河川のうち市外で浸水想定区域が指定されているのは次のとおりである。

なお、支川の氾濫、高潮及び内水による氾濫等は考慮されていない。

※水位周知河川とは、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして、水防法第13条第2項に基づき、沖縄県知事が指定した河川である。

洪水浸水想定区域一覧（平成29年4月現在）

| | | |
|-----------------|--|-----------------------|
| 対象水系・区間 | 想定降雨（発生確率） | 関係市町村（浸水予想概要） |
| 国場川水系国場川 | 国場川流域全体に60分の降雨量で102mm （50年に1回程度起こる大雨） | 南風原町（国場川沿い周辺で浸水深2m未満） |
| 水系・河川名 | 国場川水系・国場川 | |
| 浸水想定区域の指定 | 平成24年11月6日 | |
| 指定の根拠法令 | 水防法第14条第1項 | |
| 指定の前提となる計画基本降雨量 | 国場川流域全体に60分の降雨量で102mm | |
| 河川管理者 | 沖縄県 | |

資料3-4 国場川水系国場川浸水想定区域図

(3) 高潮（高潮浸水想定）

県では、本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に関係する予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

| 対象 | 想定台風の経路 | 浸水予測 |
|-------|--|--|
| 本島沿岸域 | ①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上 | 本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水 |

資料3-5 豊見城市高潮浸水予測図

(4) 土砂災害（危険箇所・区域）

県内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が千箇所以上存在する。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

| 種別 | がけ崩れ（急傾斜地） | 土石流 | 地すべり | 合計 |
|----------|------------|-----|------|----|
| 土砂災害危険箇所 | 25 | 1 | 4 | 30 |
| 土砂災害警戒区域 | 22 | 1 | 2 | 25 |

資料4-3 急傾斜地崩壊危険箇所・土砂災害警戒区域

資料4-4 土石流危険渓流・土砂災害警戒区域

資料4-5 地すべりによる危険が予想される箇所・土砂災害警戒区域

2 地震及び津波の被害想定

本市の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、被害の概要は次のとおりである。

(1) 想定地震

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の20の想定地震を設定した。その中で、本市において想定される震度は、6強が3、6弱が4、5強が5となっている。想定地震の概要は次のとおりである。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

| 想定地震 | 深さ (km) | 計測震度※(豊見城市) | | | 震度 (豊見城市) | マグニ チュード | 備考 |
|----------------|------------|-------------|-----|-----|--------------|-------------|-----------------------------|
| | | 最大値 | 最小値 | 平均値 | | | |
| 沖縄本島南部断層系による地震 | 3 | 6.2 | 5.6 | 5.9 | 6強 | 7.0 | 平成21年度 沖縄県地震被害 想定調査より |
| 伊祖断層による地震 | 3 | 6.1 | 5.3 | 5.6 | 6弱 | 6.9 | |
| 石川一具志川断層系による地震 | 3 | 5.5 | 4.8 | 5.1 | 5強 | 6.9 | |
| 沖縄本島南部スラブ内地震 | 30 | 6.3 | 5.9 | 6.0 | 6強 | 7.8 | |
| 宮古島断層による地震 | 3 | 3.0 | 2.6 | 2.8 | 3以下 | 7.3 | |
| 八重山諸島南西沖地震 | 2 | 3.3 | 3.0 | 3.1 | 3以下 | 8.7 | 平成23・24年 度津波被害想 定調査より |
| 八重山諸島南方沖地震 | 2 | 3.9 | 3.6 | 3.7 | 4 | 8.8 | |
| 八重山諸島南東沖地震 | 2 | 5.3 | 5.0 | 5.1 | 5強 | 8.8 | |
| 沖縄本島南東沖地震 | 2 | 5.8 | 5.5 | 5.6 | 6弱 | 8.8 | |
| 沖縄本島東方沖地震 | 2 | 5.7 | 5.4 | 5.6 | 6弱 | 8.8 | |
| 石垣島南方沖地震 | 1 | 3.0 | 2.7 | 2.8 | 3以下 | 7.8 | |
| 石垣島東方沖地震 | 0.3 | 3.5 | 3.2 | 3.3 | 3以下 | 8.0 | |
| 石垣島北方沖地震 | 2 | 3.6 | 3.3 | 3.4 | 4 | 8.1 | |
| 久米島北方沖地震 | 2 | 5.3 | 5.0 | 5.1 | 5強 | 8.1 | |
| 沖縄本島北西沖地震 | 2 | 5.3 | 5.0 | 5.1 | 5強 | 8.1 | |
| 沖縄本島南東沖地震3連動 | 2 | 6.0 | 5.8 | 5.9 | 6強 | 9.0 | |
| 八重山諸島南方沖地震3連動 | 2 | 5.5 | 5.2 | 5.3 | 5強 | 9.0 | |
| 沖縄本島北部スラブ内地震 | 30 | 5.7 | 5.4 | 5.5 | 6弱 | 7.8 | |
| 宮古島スラブ内地震 | 30 | 4.0 | 3.7 | 3.9 | 4 | 7.8 | |
| 石垣島スラブ内地震 | 30 | 3.4 | 3.1 | 3.2 | 3以下 | 7.8 | |

※計測震度：地震観測所で震度計によって測定された、地表のゆれ（地震動）の強さの程度を数値化した震

度。基本的には周期0.1～1.0秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致

するように定められている。

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。

(3) 予測結果の概要

本市における死者数は、沖縄本島南東沖地震のケースが最も多く（356人）、次いで沖縄本島南東沖地震3連動（355人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大（15人）である。

建物被害（全壊）については、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最も多く（1,203棟）、その大半が「地震の揺れ」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震3連動（1,170棟）となるが、この地震では「地震の揺れ」と「津波」によるものが大半となっている。

ライフラインとなる上水道については、沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、地震直後の断水人口は22,335人、電力についても、沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、停電軒数は4,606軒に上る。

(4) 直下型地震について

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から想定したものであるが、地震の多い我が国においてはどの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では県内市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9（最大震度5.8）の地震（一律地震動による地震）を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

豊見城市における被害想定 (平成25年度沖縄県地震被害想定調査結果)

| 想定項目 | | 沖縄本島南部断層系による地震 | 伊祖断層による地震 | 石川-具志川断層系による地震 | 沖縄本島南部スラブ内地震 | 宮古島断層による地震 | 八重山諸島南西沖地震 | 八重山諸島南方沖地震 | 八重山諸島南東沖地震 | 沖縄本島南東沖地震 | 沖縄本島東方沖地震 | 石垣島南方沖地震 | 石垣島東方沖地震 | 石垣島北方沖地震 | 久米島北方沖地震 | 沖縄本島北西沖地震 | 沖縄本島南東沖地震3連動 | 八重山諸島南方沖地震3連動 | 沖縄本島北部スラブ内地震 | 宮古島スラブ内地震 | 石垣島スラブ内地震 | 一律地震動による地震 | | | |
|---------------|----------|----------------|-----------|----------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|--------------|---------------|--------------|-----------|-----------|------------|--------|---|------|
| 建物被害 | 全壊棟数(棟) | 揺れ | 702 | 288 | 21 | 1,043 | 0 | 0 | 12 | 196 | 171 | 0 | 0 | 0 | 15 | 9 | 610 | 41 | 158 | 0 | 0 | 158 | 268 | | |
| | | 液状化 | 140 | 93 | 44 | 140 | 0 | 0 | 61 | 140 | 140 | 0 | 0 | 0 | 108 | 44 | 140 | 140 | 140 | 0 | 0 | 140 | 140 | | |
| | | 土砂災害 | 11 | 10 | 4 | 13 | 0 | 0 | 4 | 11 | 6 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 11 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 11 | | |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 453 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 402 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | 地震火災 | 5 *3 | 3 *3 | 1 *3 | 6 *3 | 0 | 0 | 1 *3 | 5 *3 | 2 *3 | 0 | 0 | 0 | 1 *2,3 | 1 *3 | 6 *3 | 2 *3 | 2 *3 | 0 | 0 | 0 | 3 *3 | | |
| | 合計 | 859 *3 | 394 *3 | 70 *3 | 1,203 *3 | 0 | 0 | 78 *3 | 806 *3 | 320 *3 | 0 | 0 | 0 | 147 *2,3 | 56 *3 | 1,170 *3 | 188 *3 | 305 *3 | 0 | 0 | 0 | 423 *3 | | | |
| | 半壊棟数(棟) | 揺れ | 1,514 | 880 | 152 | 1,908 | 0 | 0 | 121 | 650 | 626 | 0 | 0 | 0 | 131 | 113 | 1,362 | 230 | 595 | 0 | 0 | 852 | 852 | | |
| | | 液状化 | 179 | 118 | 56 | 179 | 0 | 0 | 78 | 157 | 179 | 0 | 0 | 0 | 136 | 56 | 159 | 179 | 136 | 0 | 0 | 179 | 179 | | |
| | | 土砂災害 | 27 | 24 | 9 | 31 | 0 | 0 | 9 | 27 | 15 | 0 | 0 | 0 | 9 | 5 | 27 | 9 | 10 | 0 | 0 | 0 | 27 | | |
| | | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,121 | 0 | 0 | 0 | 0 | 496 | 0 | 957 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | 地震火災 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | 合計 | 1,719 | 1,023 | 217 | 2,118 | 0 | 0 | 208 | 1,956 | 820 | 0 | 0 | 0 | 772 | 175 | 2,504 | 418 | 783 | 0 | 0 | 0 | 1,058 | | |
| | | 人的被害 | 死者数(人) | 建物倒壊 | 9 *1 | 3 *1 | 0 *1 | 14 *1 | 0 | 0 | 0 *1 | 2 *1 | 2 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 *1 | 7 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 | 3 *1 |
| | | | | 土砂災害 | 1 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 0 *1 | 0 | 0 | 1 *1 |
| 津波 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 353 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 *1 | 0 | 347 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地震火災 | 0 *3 | | | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | | |
| ブロック塀 | 1 *3 | | | 0 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | 1 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 | 1 *3 | | |
| 合計 | 10 *1 | | | 4 *1 | 1 *3 | 15 *1 | 0 | 0 | 1 *3 | 356 *1 | 2 *3 | 0 | 0 | 0 | 33 *1 | 2 *3 | 355 *1 | 1 *3 | 2 *3 | 0 | 0 | 0 | 4 *3 | | |
| 負傷者数(人) | 建物倒壊 | | 392 *1 | 207 *1 | 31 *1 | 522 *1 | 0 | 0 | 23 *1 | 150 *1 | 141 *1 | 0 | 0 | 0 | 26 *1 | 22 *1 | 349 *1 | 48 *1 | 133 *1 | 0 | 0 | 0 | 198 *1 | | |
| | 土砂災害 | | 1 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 *1 | 1 *1 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 0 *1 | 0 | 0 | 0 | 1 *1 | | |
| | 津波 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,354 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 893 *1 | 0 | 7,325 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 地震火災 | | 1 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *2 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 1 *3 | | |
| | ブロック塀 | | 25 *3 | 15 *3 | 4 *3 | 30 *3 | 0 | 0 | 5 *3 | 20 *3 | 19 *3 | 0 | 0 | 0 | 6 *3 | 5 *3 | 35 *3 | 9 *3 | 18 *3 | 0 | 0 | 0 | 23 *3 | | |
| | 合計 | | 393 *1 | 208 *1 | 31 *1 | 524 *1 | 0 | 0 | 26 *3 | 7,505 *1 | 142 *1 | 0 | 0 | 0 | 919 *1 | 24 *3 | 7,675 *1 | 50 *3 | 134 *1 | 0 | 0 | 0 | 199 *1 | | |
| 重傷者数(人) | 建物倒壊 | | 70 *1 | 29 *1 | 2 *1 | 104 *1 | 0 | 0 | 2 *1 | 20 *1 | 17 *1 | 0 | 0 | 0 | 61 *1 | 1 *1 | 61 *1 | 4 *1 | 16 *1 | 0 | 0 | 0 | 27 *1 | | |
| | 土砂災害 | | 1 *1 | 0 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 0 *1 | 0 | 0 | 0 | 1 *1 | | |
| | 津波 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,503 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 304 *1 | 0 | 2,497 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 地震火災 | | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *2 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *3 | | |
| | ブロック塀 | | 10 *3 | 6 *3 | 1 *3 | 12 *3 | 0 | 0 | 2 *3 | 8 *3 | 7 *3 | 0 | 0 | 0 | 2 *3 | 2 *3 | 14 *3 | 4 *3 | 7 *3 | 0 | 0 | 0 | 9 *3 | | |
| | 合計 | | 71 *1 | 31 *3 | 3 *3 | 105 *1 | 0 | 0 | 3 *3 | 2,524 *1 | 22 *3 | 0 | 0 | 0 | 305 *1 | 3 *3 | 2,559 *1 | 7 *3 | 21 *3 | 0 | 0 | 0 | 32 *3 | | |
| 軽傷者数(人) | 建物倒壊 | | 322 *1 | 178 *1 | 28 *1 | 418 *1 | 0 | 0 | 22 *1 | 130 *1 | 124 *1 | 0 | 0 | 0 | 24 *1 | 21 *1 | 288 *1 | 44 *1 | 117 *1 | 0 | 0 | 0 | 172 *1 | | |
| | 土砂災害 | 1 *1 | 0 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 | 0 | 0 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 *1 | 1 *1 | 0 *1 | 0 *1 | 0 | 0 | 0 | 1 *1 | | | |
| | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,850 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 589 *1 | 0 | 4,828 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 地震火災 | 1 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 1 *3 | 0 | 0 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 *2 | 0 *3 | 1 *3 | 0 *3 | 0 *3 | 0 | 0 | 0 | 1 *3 | | | |
| | ブロック塀 | 15 *3 | 9 *3 | 2 *3 | 18 *3 | 0 | 0 | 3 *3 | 12 *3 | 11 *3 | 0 | 0 | 0 | 4 *3 | 3 *3 | 21 *3 | 6 *3 | 11 *3 | 0 | 0 | 0 | 14 *3 | | | |
| | 合計 | 323 *1 | 178 *1 | 29 *1 | 419 *1 | 0 | 0 | 22 *1 | 4,981 *1 | 124 *1 | 0 | 0 | 0 | 614 *1 | 21 *1 | 5,117 *1 | 44 *1 | 118 *1 | 0 | 0 | 0 | 172 *1 | | | |
| 要救助者数(人) | 地震 | 403 *1 | 165 *1 | 12 *1 | 599 *1 | 0 | 0 | 7 *1 | 112 *1 | 98 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 *1 | 5 *1 | 348 *1 | 24 *1 | 91 *1 | 0 | 0 | 154 *1 | | | |
| | 津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 *1 | 0 | 6 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 津波に伴う要捜索者数(人) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,707 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 926 *1 | 0 | 7,672 *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| ライフライン被害 | 上水道 | 直後 | 5,980 | 474 | 0 | 11,724 | 0 | 0 | 0 | 4,802 | 1,954 | 0 | 0 | 0 | 97 | 0 | 22,335 | 118 | 1,599 | 0 | 0 | 5,033 | | | |
| | | 断水人口(人) | 5,270 | 474 | 0 | 10,658 | 0 | 0 | 0 | 4,517 | 1,776 | 0 | 0 | 0 | 97 | 0 | 20,791 | 118 | 1,480 | 0 | 0 | 4,441 | | | |
| | | 1週間後 | 2,132 | 118 | 0 | 5,507 | 0 | 0 | 0 | 3,151 | 651 | 0 | 0 | 0 | 97 | 0 | 13,073 | 59 | 533 | 0 | 0 | 1,776 | | | |
| | | 1ヶ月後 | 0 | 0 | 0 | 355 | 0 | 0 | 0 | 2,297 | 0 | 0 | 0 | 0 | 97 | 0 | 3,068 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 下水道 | 直後 | 11,853 | 10,890 | 8,288 | 12,985 | 0 | 0 | 8,435 | 12,282 | 10,074 | 0 | 0 | 0 | 8,790 | 7,118 | 12,386 | 8,800 | 9,942 | 0 | 0 | 11,388 | | | |
| | | 支障人口(人) | 10,012 | 9,175 | 6,991 | 10,959 | 0 | 0 | 7,136 | 10,582 | 8,520 | 0 | 0 | 0 | 7,439 | 6,007 | 10,640 | 7,427 | 8,374 | 0 | 0 | 9,612 | | | |
| | | 1週間後 | 3,604 | 3,313 | 2,549 | 3,969 | 0 | 0 | 2,585 | 3,969 | 3,058 | 0 | 0 | 0 | 2,713 | 2,185 | 4,664 | 2,694 | 3,022 | 0 | 0 | 3,459 | | | |
| | | 1ヶ月後 | 73 | 73 | 73 | 109 | 0 | 0 | 73 | 1,483 | 73 | 0 | 0 | 0 | 132 | 73 | 1,324 | 73 | 73 | 0 | 0 | 73 | | | |
| | 電力 | 直後 | 3,331 | 1,623 | 0 | 4,167 | 0 | 0 | 0 | 3,654 | 1,520 | 0 | 0 | 0 | 123 | 0 | 4,606 | 0 | 1,454 | 0 | 0 | 2,280 | | | |
| | | 停電軒数(軒) | 247 | 135 | 0 | 315 | 0 | 0 | 0 | 1,089 | 112 | 0 | 0 | 0 | 37 | 0 | 1,057 | 0 | 112 | 0 | 0 | 180 | | | |
| | | 1週間後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 873 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 0 | 775 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 1ヶ月後 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 873 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 0 | 775 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 通信施設 | 直後 | 2,377 | 1,157 | 0 | 2,995 | 0 | 0 | 0 | 3,143 | 1,077 | 0 | 0 | 0 | 105 | 0 | 3,743 | 0 | 1,030 | 0 | 0 | 1,616 | | | |
| | | 不通回線数(回線) | 2,187 | 1,062 | 0 | 2,757 | 0 | 0 | 0 | 2,945 | 982 | 0 | 0 | 0 | 105 | 0 | 3,498 | 0 | 951 | 0 | 0 | 1,489 | | | |
| 1週間後 | | 317 | 158 | 0 | 412 | 0 | 0 | 0 | 965 | 143 | 0 | 0 | 0 | 42 | 0 | 989 | 0 | 143 | 0 | 0 | 222 | | | | |
| 1ヶ月後 | | 158 | 79 | 0 | 206 | 0 | 0 | 0 | 782 | 79 | 0 | 0 | 0 | 26 | 0 | 760 | 0 | 63 | 0 | 0 | 111 | | | | |
| 都市ガス | 直後 | 307 *3 | 89 *3 | 9 *3 | 366 *3 | 0 | 0 | 9 *3 | 367 | 55 *3 | 0 | 0 | 0 | 367 | 7 *3 | 367 | 19 *3 | 63 *3 | 0 | 0 | 81 *3 | | | | |
| | 支障戸数(戸) | 297 *3 | 88 *3 | 9 *3 | 362 *3 | 0 | 0 | 9 *3 | 363 *3 | 52 *3 | 0 | 0 | 0 | 363 *2 | 7 *3 | 363 *2 | 19 *3 | 59 *3 | 0 | 0 | 77 *3 | | | | |
| | 1週間後 | 236 *3 | 79 *3 | 9 *3 | 336 *1 | 0 | 0 | 9 *3 | 342 *3 | 35 *3 | 0 | 0 | 0 | 340 *2 | 7 *3 | 341 *2 | 19 *3 | 36 *3 | 0 | 0 | 55 *3 | | | | |
| | 1ヶ月後 | 80 *3 | 46 *3 | 9 *3 | 239 *1 | 0 | 0 | 9 *3 | 260 *3 | 35 *3 | 0 | 0 | 0 | 250 *2 | 7 *3 | 256 *2 | 19 *3 | 34 *3 | 0 | 0 | 45 *3 | | | | |
| 交通施設被害 | 道路(箇所) | 14 | 14 | 9 | 15 | 0 | 0 | 9 | 15 | 12 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 15 | 15 | 15 | 0 | 0 | 15 | | | | |
| | 道路施設(箇所) | 15 | 6 | 0 | 15 | 0 | 0 | 6 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 15 | 15 | 15 | 0 | 0 | 15 | | | | |
| | 港湾・漁港 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 生活機能支障 | 物資不足量 | 食料(食) | 1~3日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,573 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26,224 *3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | 4~7日 | 7,343 *3 | 3,714 *3 | 120 *3 | 11,221 *3 | 0 | 0 | 0 | 60,554 | 8,015 *3 | 0 | 0 | 0 | 15,004 *3 | 345 *3 | 77,368 | 1,996 | 3,496 *3 | 0 | 0 | 6,506 *3 | | | |
| | | 飲料水(ℓ) | 1~3日 | 11,431 | 0 | 0 | 48,703 | 0 | 0 | 0 | 12,665 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 110,242 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,090 | | | |
| | | 4~7日 | 38,368 | 6,434 | 0 | 88,460 | 0 | 0 | 0 | 44,643 | 10,228 | 0 | 0 | 0 | 1,398 | 0 | 193,749 | 1,396 | 5,994 | 0 | 0 | 32,506 | | | |
| 災害廃棄物被害(万t) | 毛布(枚) | 2,116 *3 | 1,133 *3 | 142 *3 | 2,953 *3 | 0 | 0 | 85 | 14,350 *2,3 | 611 *3 | 0 | 0 | 0 | 6,191 *3 | 89 *3 | 15,169 | 422 | 858 *3 | 0 | 0 | 1,214 | | | | |
| | 災害瓦礫発生量 | 7 | 3 | 1 | 10 | 0 | 0 | 1 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 10 | 2 | 3 | 0 | 0 | 3 | | | | |
| 避難者 | 避難所内(人) | 1日後 | 1,170 | 626 | 124 | 1,528 | 0 | 0 | 126 | 7,227 | 356 | 0 | 0 | 0 | 3,169 | 100 | 7,635 | 271 | 481 | 0 | 0 | 657 | | | |
| | | 1週間後 | 1,224 | 536 | 104 | 1,910 | 0 | 0 | 105 | 2,047 | 596 | 0 | 0 | 0 | 470 | 83 | 3,757 | 233 | 465 | 0 | | | | | |

3 津波の浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水到達区域、津波到達時間等について、県の調査に基づき、概要を次にまとめる。

(1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予想した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18年・19年度）津波浸水想定モデル一覧

| | 波源位置 | 断層長さ | 断層幅 | すべり量 | マグニチュード(※1) |
|---|---------------|-------|------|------|-------------|
| ① | 沖縄本島北方沖(C01) | 80km | 40km | 4m | 7.8 |
| ② | 沖縄本島南東沖(D01W) | 80km | 40km | 4m | |
| ③ | 沖縄本島南西沖(H9RF) | 80km | 40km | 4m | |
| ④ | 久米島北方沖(B04E) | 80km | 40km | 4m | |
| ⑤ | 久米島南東沖(C02) | 80km | 40km | 4m | |
| ⑥ | 宮古島東方沖(C04W) | 80km | 40km | 4m | 7.8 |
| ⑦ | 宮古島南東沖(D06N) | 80km | 40km | 4m | 7.8 |
| ⑧ | 宮古島西方沖(C05E) | 80km | 40km | 4m | 7.8 |
| ⑨ | 石垣島東方沖1(C06W) | 80km | 40km | 4m | 7.8 |
| ⑩ | 石垣島東方沖2(NM11) | 60km | 30km | 20m | 7.7 |
| ⑪ | 石垣島南方沖(IM00) | 40km | 20km | 20m | 7.7 |
| | | 15km | 10km | 90m | (※2) |
| ⑫ | 石垣島北西沖(A03N) | 80km | 40km | 4m | 7.8 |
| ⑬ | 与那国島北方沖(A01N) | 80km | 40km | 4m | 7.8 |
| ⑭ | 与那国島南方沖(GYAK) | 100km | 50km | 5m | 7.9 |

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

(2) 最大クラスの津波

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成24年度）津波浸水想定モデル一覧

| | 波源位置 | | 断層長さ | 断層幅 | すべり量 | マグニチュード(※1) |
|---|----------------|----------------|-------|------|------|-------------|
| ① | 八重山諸島南西沖地震 | | 270km | 70km | 20m | 8.7 |
| ② | 八重山諸島南方沖地震(※2) | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ③ | 八重山諸島南東沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ④ | 沖縄本島南東沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ⑤ | 沖縄本島東方沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ⑥ | 石垣島南方沖地震(※2) | | 40km | 20km | 20m | 7.8 |
| | | | 15km | 10km | 90m | (※3) |
| ⑦ | 石垣島東方沖地震(※2) | | 60km | 30km | 20m | 8.0 |
| ⑧ | 与那国島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑨ | 石垣島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑩ | 多良間島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑪ | 宮古島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑫ | 久米島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑬ | 沖縄本島北西沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑭ | 3連動 | 沖縄本島 南東沖地震 | 240km | 70km | 20m | 9.0 |
| | | | 170km | 70km | 20m | |
| | | | 260km | 70km | 20m | |
| ⑮ | 3連動 | 八重山諸島 南方沖地震 | 200km | 70km | 20m | 9.0 |
| | | | 175km | 70km | 20m | |
| | | | 300km | 70km | 20m | |

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：②⑥⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3：⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードを示すことができない。

(3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

| | 波源位置 | | 断層長さ | 断層幅 | すべり量 | マグニチュード（※1） |
|---|----------------|------------|-------|------|------|-------------|
| ① | 八重山諸島南西沖地震 | | 270km | 70km | 20m | 8.7 |
| ② | 八重山諸島南方沖地震（※2） | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ③ | 八重山諸島南東沖地震 | | 300km | 70km | 20m | 8.8 |
| ④ | 沖縄本島南方沖地震 | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑤ | 沖縄本島南東沖地震（※4） | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑥ | 沖縄本島東方沖地震 | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑦ | 沖縄本島北東沖地震 | | 100km | 50km | 12m | 8.2 |
| ⑧ | 石垣島南方沖地震（※2） | | 40km | 20km | 20m | 7.8 |
| | | | 15km | 10km | 90m | （※3） |
| ⑨ | 石垣島東方沖地震（※2） | | 60km | 30km | 20m | 8.0 |
| ⑩ | 与那国島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑪ | 石垣島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑫ | 多良間島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑬ | 宮古島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑭ | 久米島北方沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑮ | 沖縄本島北西沖地震 | | 130km | 40km | 8m | 8.1 |
| ⑯ | 3連動 | 八重山諸島南方沖地震 | 200km | 70km | 20m | 9.0 |
| | | | 175km | 70km | 20m | |
| | | | 300km | 70km | 20m | |

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメーターであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

次ページ以降に津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

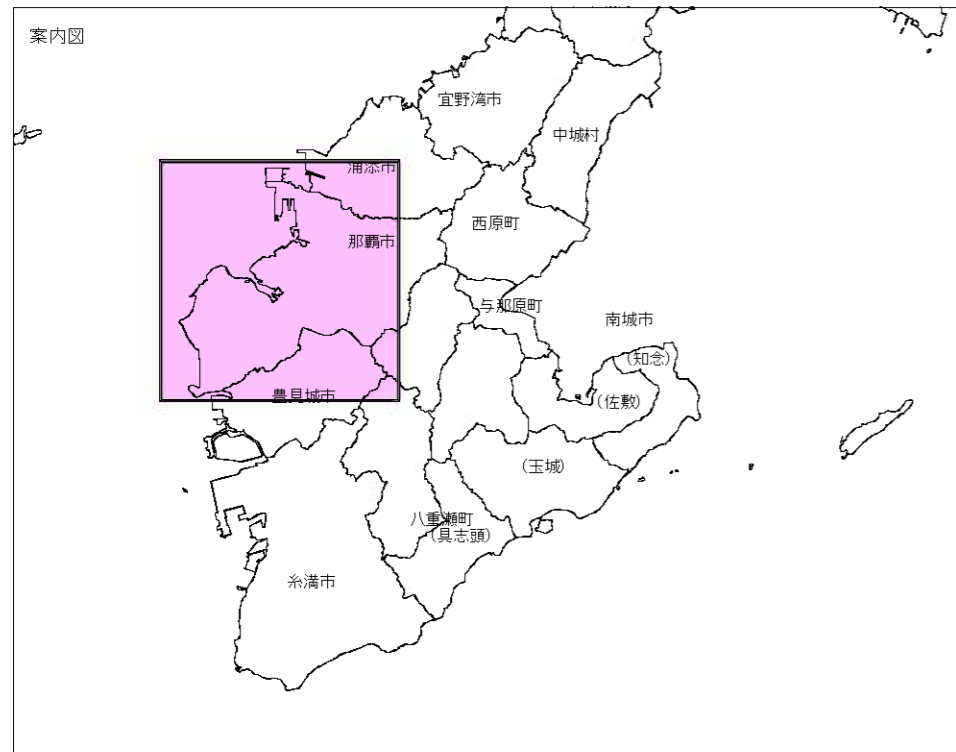
「津波到達時間」：津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

4 その他の災害

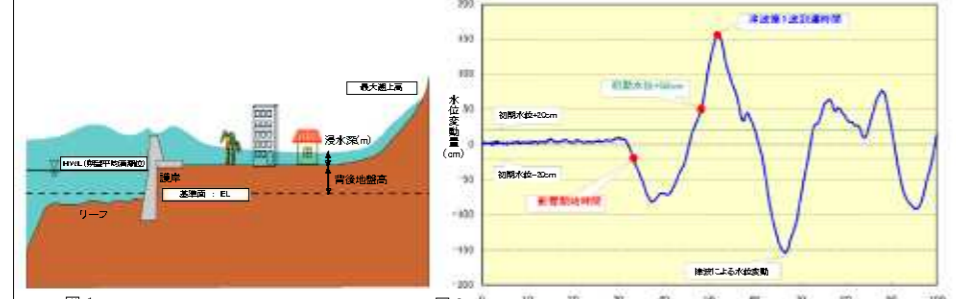
本市においては、土砂災害や大火災等の災害も想定されるが、これらの災害については、予防計画及び応急対策計画において対策を検討する。

切迫性の高い津波 豊見城市（北） 沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18・19年度）
津波浸水予測図 市町村別 那覇市(1/1)



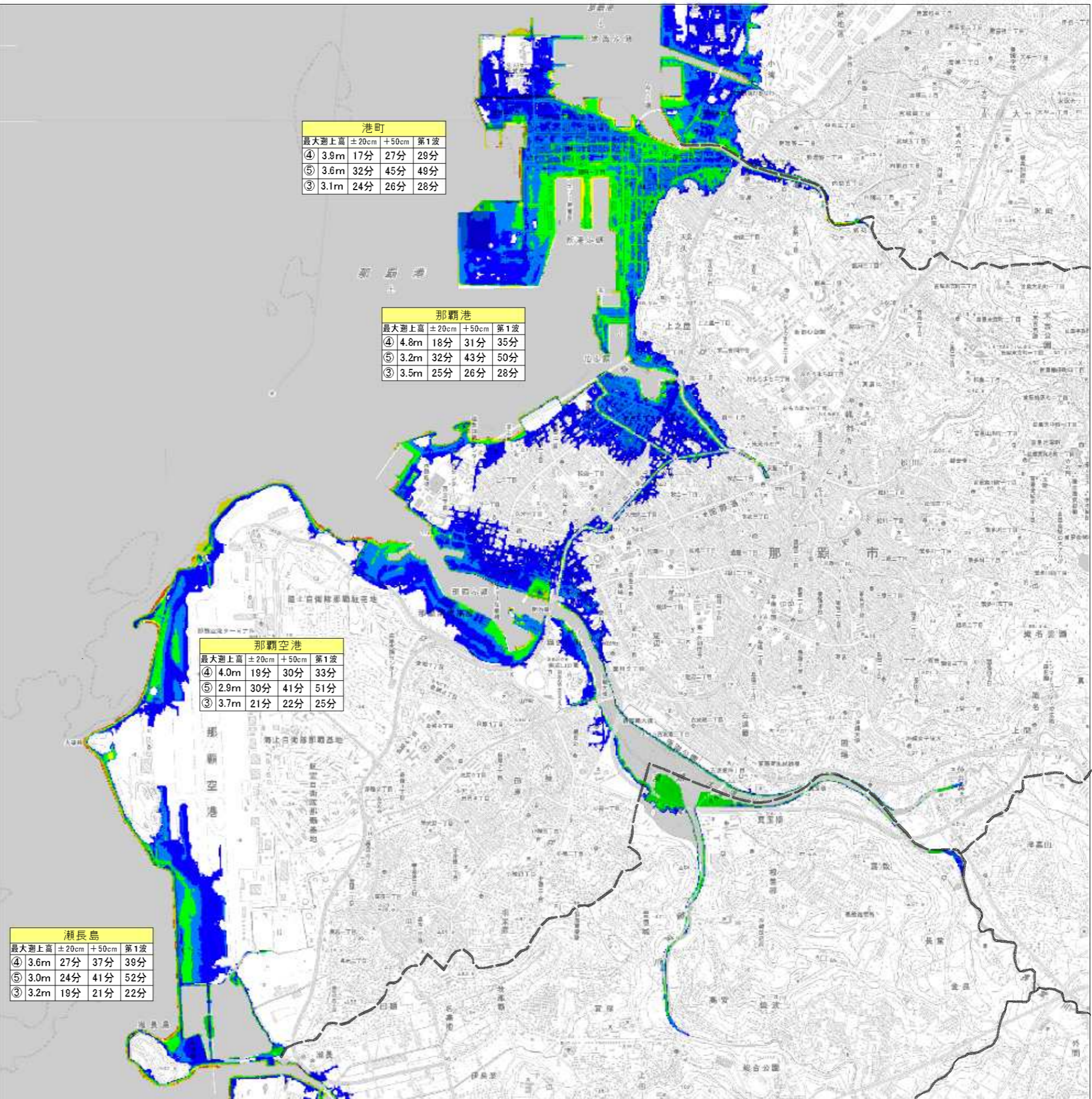
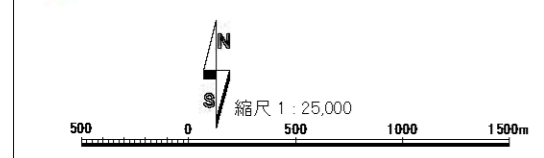
■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行いました。（全6ケース）
 ■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深（注1）を表示しています。
 ■また、代表地点周辺における最大遡上高（注1）および津波到達時間（±20cm、+50cm、第1波）を表示しています。（注2）
 ■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
 [シミュレーション条件]
 (1) 想定津波
 ①沖縄本島 北方沖 の想定地震津波
 ②沖縄本島 南東沖 の想定地震津波
 ③沖縄本島 南西沖 の想定地震津波
 ④久米島 北方沖 の想定地震津波
 ⑤久米島 南東沖 の想定地震津波
 (2) 構造物
 効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
 効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
 (3) 潮位：朔望平均満潮位（各月の最高満潮面を平均した潮位）

※注1 最大遡上高と浸水深（図1参照）
 最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
 浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
 ※注2 影響開始時間（±20cm、+50cm）と津波到達時間（図2参照）
 影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間も表示しています。
 津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。

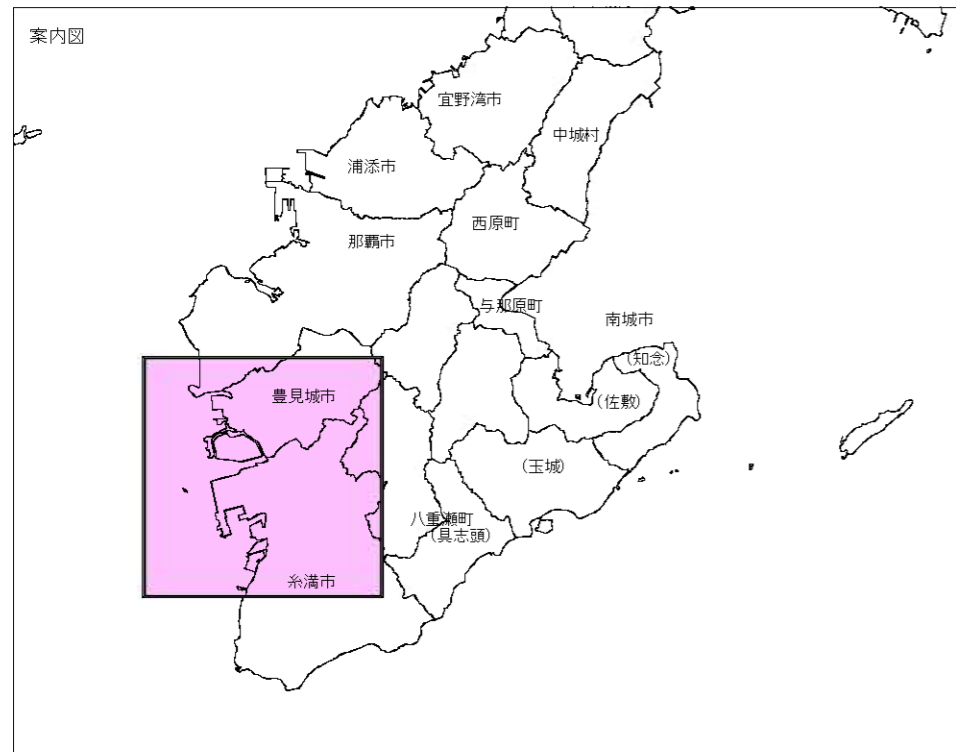


凡例
3つの想定津波の最大浸水深(m)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 0.5m未満 | 3.0m以上 ~ 4.0m未満 |
| 0.5m以上 ~ 1.0m未満 | 4.0m以上 ~ 5.0m未満 |
| 1.0m以上 ~ 2.0m未満 | 5.0m以上 |
| 2.0m以上 ~ 3.0m未満 | |

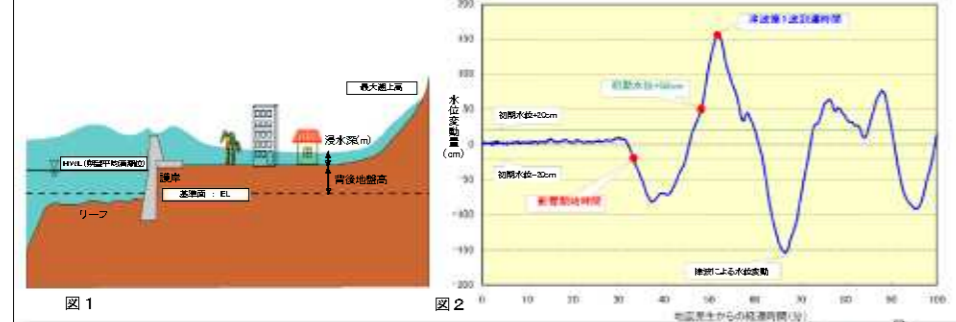


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総複、第1064号)」



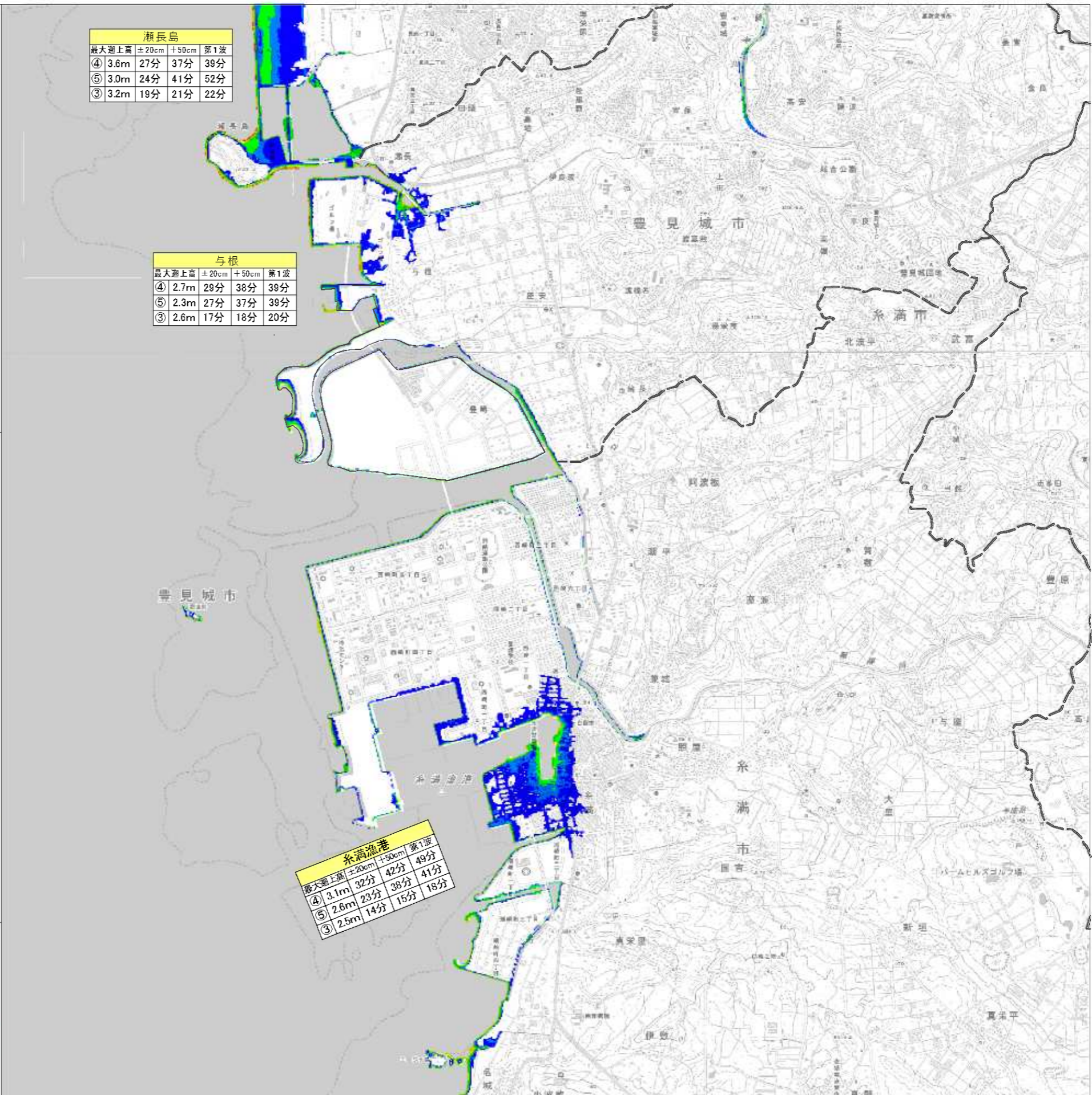
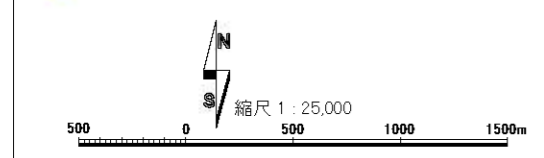
■下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンでのシミュレーションを行いました。（全6ケース）
 ■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深(注1)を表示しています。
 ■また、代表地点周辺における最大遡上高(注1)および津波到達時間(±20cm、+50cm、第1波)を表示しています。（注2）
 ■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
 [シミュレーション条件]
 (1) 想定津波
 ① 沖縄本島 北方沖 の想定地震津波
 ② 沖縄本島 南東沖 の想定地震津波
 ③ 沖縄本島 南西沖 の想定地震津波
 ④ 久米島 北方沖 の想定地震津波
 ⑤ 久米島 南東沖 の想定地震津波
 (2) 構造物
 効果あり : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
 効果なし : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
 (3) 潮位 : 朔望平均満潮位 (各月の最高満潮面を平均した潮位)

※注1 最大遡上高と浸水深 (図1参照)
 最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
 浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
 ※注2 影響開始時間(±20cm、+50cm)と津波到達時間 (図2参照)
 影響開始時間は、地震発生から、海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化(初期水位から水位変化が±20cm)が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる恐れのある初期水位からの水位上昇が+50cmに達する時間也表示しています。
 津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。

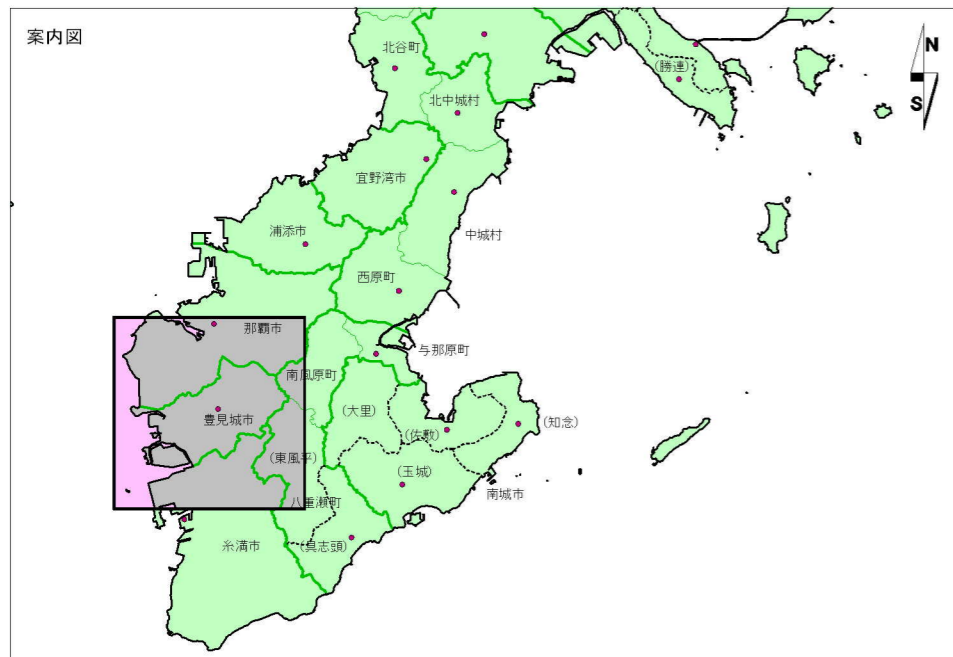


凡例
3つの想定津波の最大浸水深(m)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 0.5m未満 | 3.0m以上 ~ 4.0m未満 |
| 0.5m以上 ~ 1.0m未満 | 4.0m以上 ~ 5.0m未満 |
| 1.0m以上 ~ 2.0m未満 | 5.0m以上 |
| 2.0m以上 ~ 3.0m未満 | |



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総複、第1064号)



■下図の15の想定地震について、各市町村毎に影響の大きい3つの想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンでのシミュレーションを行いました。(全6ケース)
 ■この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深を表示しています。(注1)
 ■代表地点周辺における最大遡上高、また代表地点における地点最大水位(注1)および津波到達時間(±20cm、+50cm、第1波)(注2)を表示しています。
 ■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合にはここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
 [シミュレーション条件]

- (1) 想定地震
 ①八重山諸島南西沖 ⑥石垣島南方沖 ⑪宮古島北方沖
 ②八重山諸島南方沖 ⑦石垣島東方沖 ⑫久米島北方沖
 ③八重山諸島南東沖 ⑧与那国島北方沖 ⑬沖繩本島北西沖
 ④沖繩本島南東沖 ⑨石垣島北方沖 ⑭沖繩本島南東沖(③、④、⑤の連動型)
 ⑤沖繩本島東方沖 ⑩多良間島北方沖 ⑮八重山諸島南方沖(①、②、③の連動型)
- (2) 構造物
 効果あり : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
 効果なし : 防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- (3) 潮位 : 朔望平均満潮位(各月の最高満潮面を平均した潮位)

※注1 最大浸水深と地点最大水位と最大遡上高(図1参照)
 最大浸水深は各地の地表面からの水面の高さ、地点最大水位はその地点における最大津波水位、最大遡上高は各地区で津波が到達する最高の標高です。

※注2 影響開始時間(±20cm、+50cm)と津波到達時間(図2参照)
 影響開始時間(±20cm)は、地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間です。影響開始時間(+50cm)は避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間です。

※注3 津波シミュレーションは、最小メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性があります。

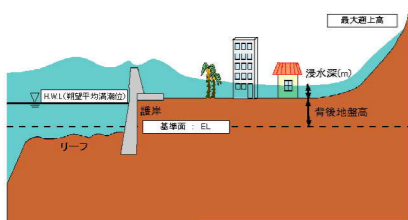


図1 遡上高説明図

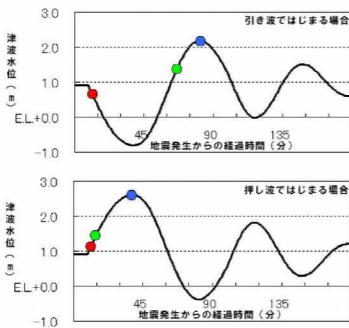
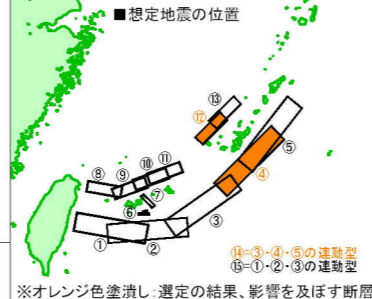
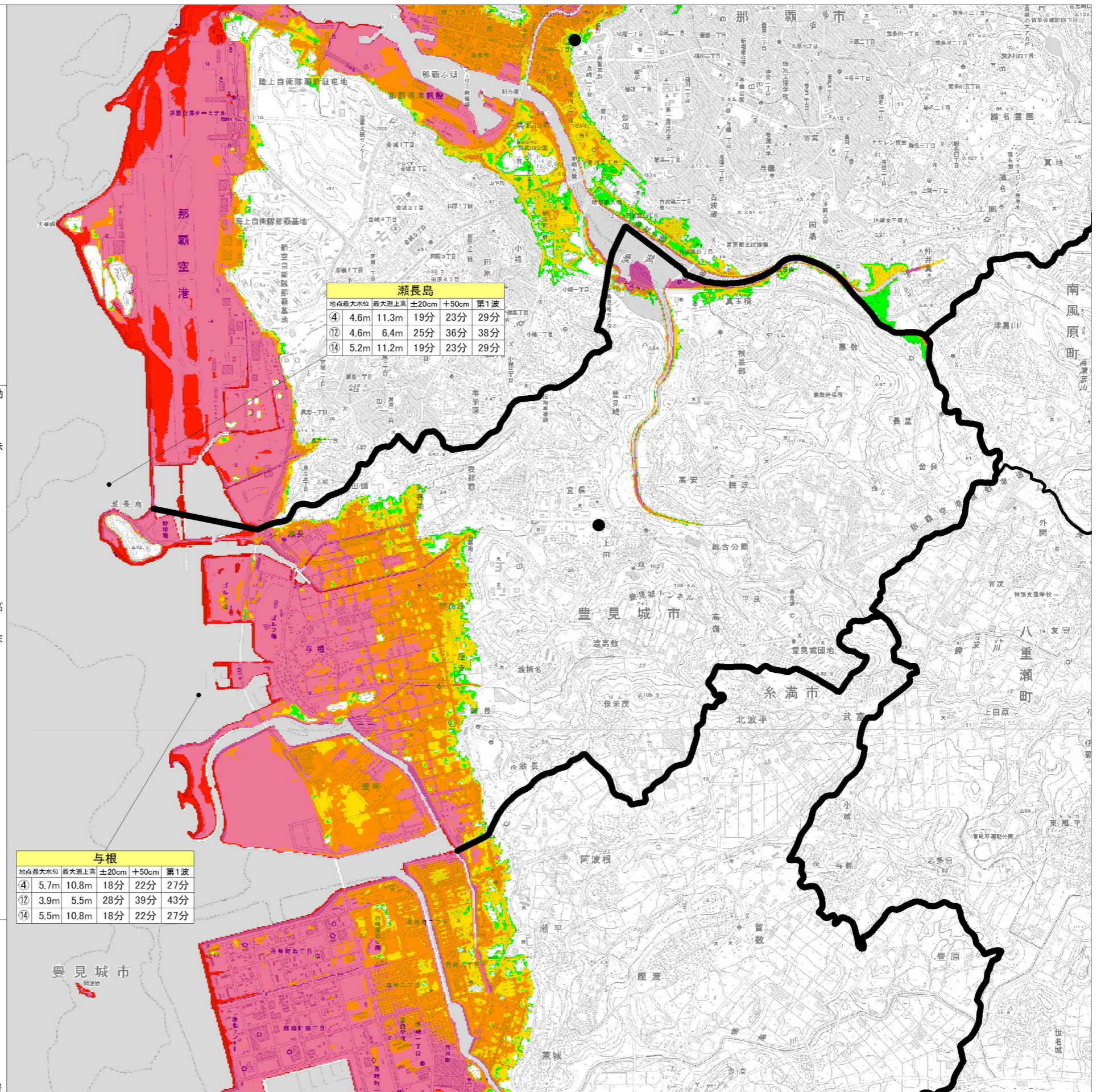


図2 津波影響開始時間、到達時間説明図

- 凡例
- 群・市境界
 - 町村境界
 - 旧市町村境界
 - 市役所・役場
- 想定津波の最大浸水深(m)
- 0.01m以上 0.3m未満
 - 0.3m以上 1.0m未満
 - 1.0m以上 2.0m未満
 - 2.0m以上 5.0m未満
 - 5.0m以上 10.0m未満
 - 10.0m以上 20.0m未満
 - 20.0m以上



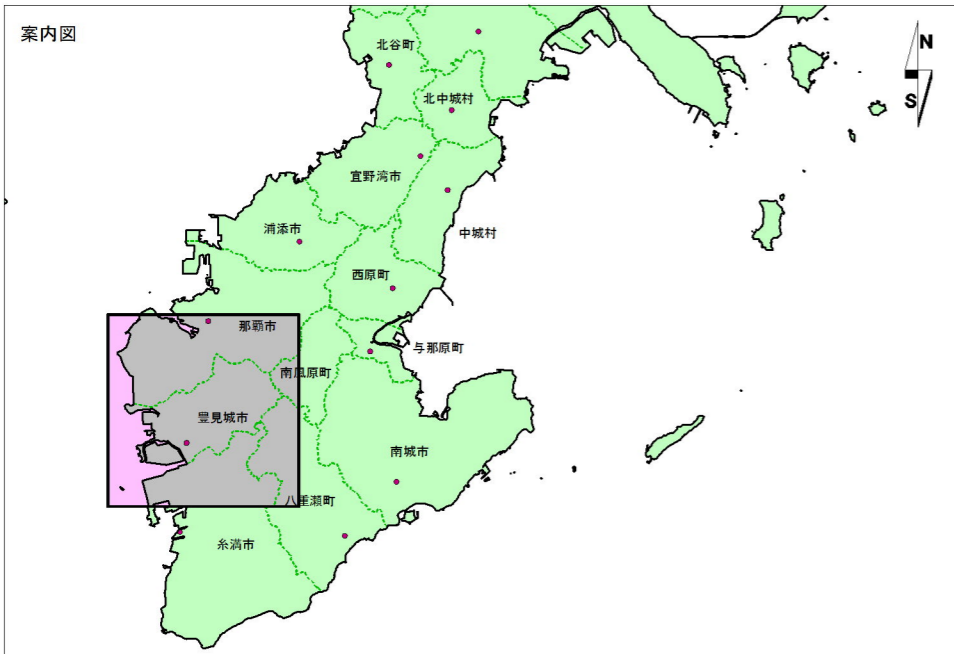
※オレンジ色塗潰し:選定の結果、影響を及ぼす断層



| 瀬長島 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-----|
| 地点最大水位 | 最大遡上高 | ±20cm | +50cm | 第1波 |
| ④ 4.6m | 11.3m | 19分 | 23分 | 29分 |
| ⑫ 4.6m | 6.4m | 25分 | 36分 | 38分 |
| ⑭ 5.2m | 11.2m | 19分 | 23分 | 29分 |

| 与根 | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-----|
| 地点最大水位 | 最大遡上高 | ±20cm | +50cm | 第1波 |
| ④ 5.7m | 10.8m | 18分 | 22分 | 27分 |
| ⑫ 3.9m | 5.5m | 28分 | 39分 | 43分 |
| ⑭ 5.5m | 10.8m | 18分 | 22分 | 27分 |

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情複、第651号)」



一「留意事項」一

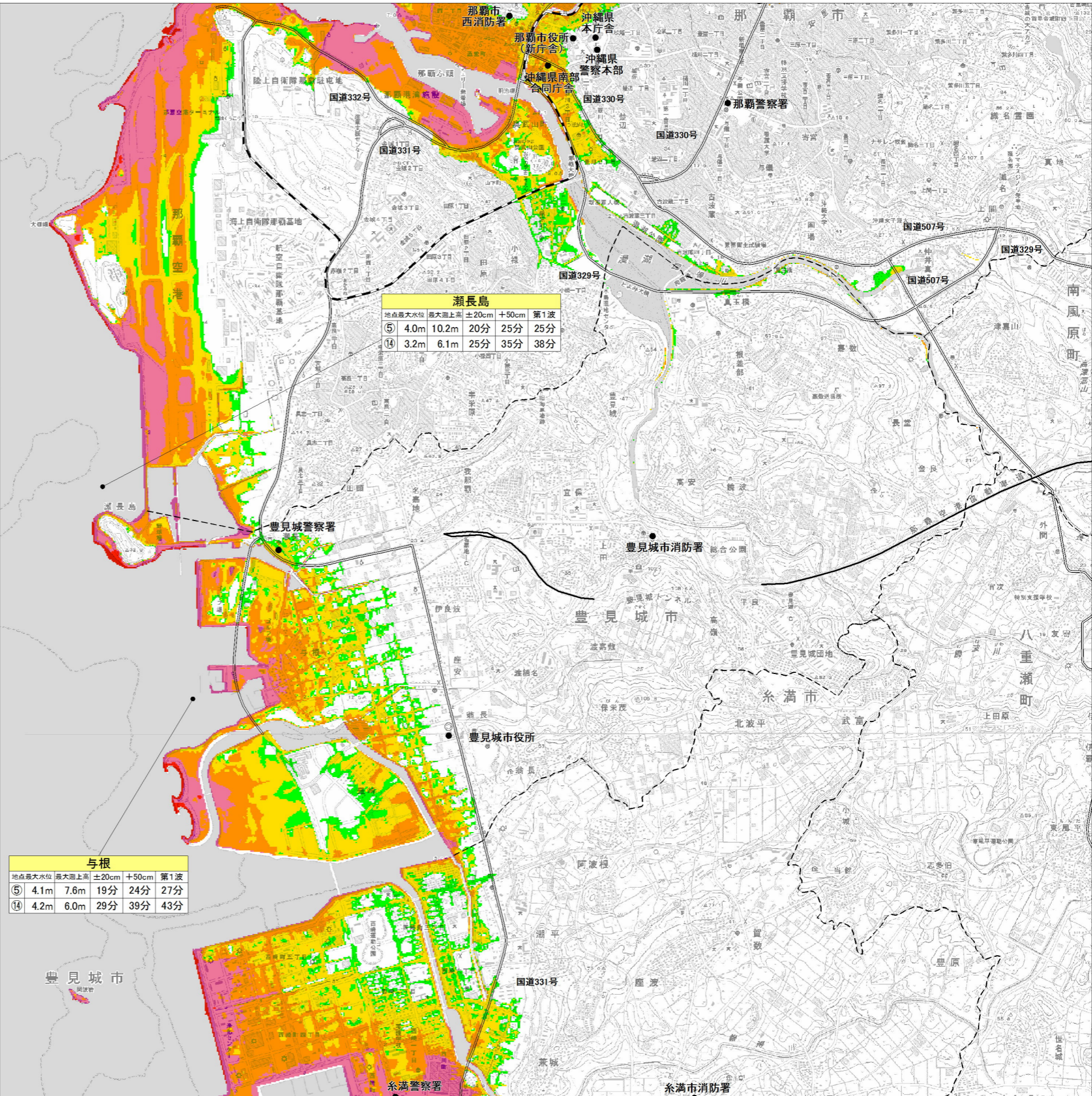
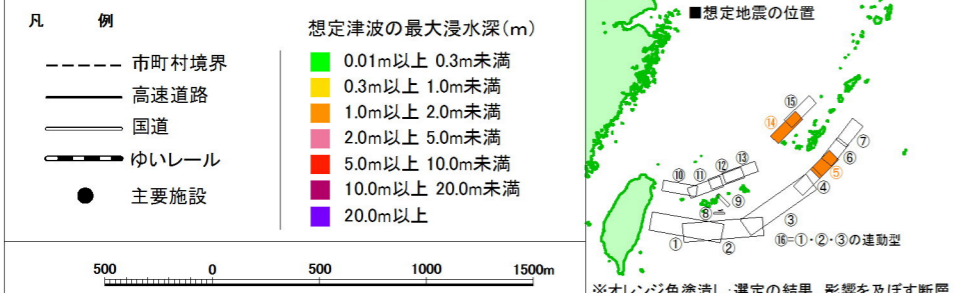
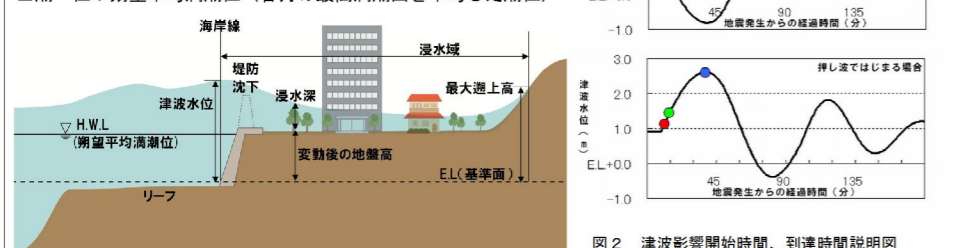
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水域以外でも浸水する可能性があります。
- 津波シミュレーションは、メッシュサイズを10mメッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性があります。また、浸水域や浸水深等は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を图示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深等は、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

一「用語について」一

- 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- 地点最大水位：その地点における最大津波水位
- 最大遡上高：各地区で津波が到達する最高の標高
- 影響開始時間(±20cm)：地震発生から海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
- 影響開始時間(+50cm)：地震発生から避難に影響が出る恐れのある水位上昇が生じるまでの時間
- 津波第一波到達時間：地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間

一「シミュレーション条件」一

- 想定地震：下図の16の想定地震について、地域海岸毎に影響の大きな想定地震を1~6つ選定
- 構造物：堤防等(盛土構造物)は比高75%沈下、防波堤等(コンクリート構造物)は設定なし
- 潮位：朔望平均満潮位(各月の最高満潮面を平均した潮位)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情複、第711号) この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第5節 本計画における防災関係機関の処理する業務の大綱

本市及び本市の地域を管轄する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

1 市

| 機関の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|-------|--|
| 豊見城市 | (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 (4) 防災に関する施設及び設備の整備 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策 (9) 災害時における交通輸送の確保 (10) 被災施設の災害復旧 (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整 (13) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び市民等の自発的な防災活動の促進 (14) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置 |

2 県

| 機関の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|---------|--|
| 沖縄県 | (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施 (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 (4) 防災に関する施設及び設備の整備 (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 水防、消防、救助その他の応急措置 (8) 災害時の保健衛生及び文教対策 (9) 災害時における交通輸送の確保 (10) 被災施設の災害復旧 (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 (12) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 (13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 |
| 南部保健所 | 災害時における管内の保健衛生対策及び指導 |
| 南部土木事務所 | 所管に係る施設（道路、橋りょう、河川、海岸保全施設、港湾、急傾 |

| | |
|---------------|---|
| | 斜地、地すべり地帯等)の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導 |
| 南部農林土木事務所 | 所管に係る施設(道路、農地、用排水、農業用ダム海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等)の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導 |
| 南部農業改良普及センター | (1) 農作物の災害応急対策及び指導 (2) 市が行う被害調査及び応急対策への協力 (3) 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等 (4) その他所管業務についての被災対策 |
| 南部林業事務所 | (1) 保安林の維持管理及び育成業務 (2) 林務護岸等、保安施設の整備促進及び指導 (3) その他所管業務についての防災対策 |
| 南部医療こどもセンター | (1) 災害による負傷者等の医療助産に関すること。 (2) その他防災に関し、南部医療こどもセンターの所掌すべきこと。 |
| 沖縄県警察(豊見城警察署) | (1) 災害警備計画に関すること。 (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (3) 被災者の救出救助及び避難指示(緊急)・誘導に関すること。 (4) 交通規制・交通管制に関すること。 (5) 遺体の見分・検視に関すること。 (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 |

3 指定地方行政機関

| 機関の名称 | | 処理すべき業務の大綱 |
|---------|---------|--|
| | 九州管区警察局 | (1) 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること。 (2) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (5) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (6) 津波警報等の伝達に関すること。 |
| 沖縄総合事務局 | 総務部 | (1) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。 (2) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。 |
| | 財務部 | (1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 (3) 公共土木等被災施設の査定の立会 (4) 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定 |
| | 農林水産部 | (1) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 (2) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 (3) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 (4) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 |
| | 経済産業部 | (1) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 (2) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 |
| | 開発建設部 | (1) 直轄国道に関する災害対策 |

| | | |
|-------------|-----|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (2) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 (3) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 (4) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 (5) 大規模土砂災害における緊急調査 |
| | 運輸部 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車輛、船舶等の安全対策 (2) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 (3) 災害時における輸送関係機関との連絡調整 |
| 九州厚生局 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の現地派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 沖縄森林管理署 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 (2) 災害復旧用材の備給対策 (3) 国有林における災害復旧 (4) 林野火災防止対策 |
| 沖縄防衛局 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 (2) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 (3) 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 (4) 日米地位協定等に基づく損害賠償 (5) 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等 |
| 那覇産業保安監督事務所 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策 (2) 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保 |
| 那覇空港事務所 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 (2) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請 (3) 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整 |
| 第十一管区海上保安本部 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報等の伝達に関すること。 (2) 情報の収集に関すること。 (3) 海難救助等に関すること。 (4) 緊急輸送に関すること。 (5) 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 (6) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (7) 流出油等の防除に関すること。 (8) 海上交通安全の確保に関すること。 (9) 警戒区域の設定に関すること。 (10) 治安の維持に関すること。 (11) 危険物の保安措置に関すること。 |
| 沖縄气象台 | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動 |

| | |
|--------------------|---|
| | に限る。)、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 |
| 沖縄総合通信事務所 | (1) 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など） (2) 災害時における非常通信の確保 (3) 災害対策用移動通信機器の貸出 (4) 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整 |
| 沖縄労働局 | (1) 災害時における労働災害防止対策 (2) 災害に関連した失業者の雇用対策 |
| 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所 | (1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。 |

4 自衛隊

| 機関の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|-------|----------------------------|
| 自衛隊 | (1) 災害派遣の準備 (2) 災害派遣の実施 |

5 指定公共機関

| 機関の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|--|---|
| NTT西日本(株)沖縄支店 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンクテレコム(株) | 電信電話施設の保全と重要通信の確保 |
| (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株) | 移動通信施設の保全と重要通信の確保 |
| 日本銀行(那覇支店) | 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。 |
| 日本赤十字社(沖縄県支部) | (1) 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集及び配分の協力に関すること。 (4) 災害時における血液製剤の供給に関すること。 |
| 日本放送協会(沖縄放送局) | 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報 |
| 沖縄電力(株) | 電力施設の整備と防災管理 |
| 西日本高速道路(株)沖縄高速道路事務所 | (1) 同社管理道路の防災管理 (2) 被災道路の復旧 |

| | |
|-------------------|--|
| 日本郵便(株)沖縄支社（各郵便局） | (1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱 (3) 災害時における窓口業務の確保 |
|-------------------|--|

6 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|-----------------------|---|
| (一社) 沖縄県医師会 | 災害時における医療及び助産の実施 |
| (公社) 沖縄県看護協会 | 災害時における医療及び看護活動（助産を含む）への協力 |
| (一社) 沖縄県バス協会 | (1) 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 (2) 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整 |
| 琉球海運(株) | 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保 |
| 日本トランスオーション航空(株) | 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保 |
| 沖縄都市モノレール(株) | 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策 |
| (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 | 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費施設に係る復旧支援 |
| (一社) 沖縄県婦人連合会 | 災害時における女性の福祉の増進 |
| 沖縄セルラー電話(株) | 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保 |
| (一社) 沖縄県薬剤師会 | 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。 |
| (社福) 沖縄県社会福祉協議会 | (1) 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。 (3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 |
| (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー | (1) 観光危機への対応に関すること。 (2) 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。 |
| (公社) 沖縄県トラック協会 | 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。 |

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関の名称 | 処理すべき業務の大綱 |
|---------------------|--|
| (社福) 豊見城市社会福祉協議会 | (1) 災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。 (3) 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 |
| (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 | 外国人に関する情報提供等の協力に関すること。 |
| 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 | 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。 |
| (公社) 南部地区歯科医師会 | 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。 |
| (公社) 沖縄県獣医師会 | 災害時の動物の医療保護活動に関すること。 |
| (一社) 沖縄県建設業協 | (1) 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 会 | (2) 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。 |
| 豊見城市建設業協会 | |
| 沖縄県土地改良事業団体連合会 | (1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関する事。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。 |
| 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会 | (1) 農林漁業関係者の安全の確保に関する事。 (2) 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (3) 災害時における食料及び物資等の供給並び海上輸送等の協力に関する事。 (4) 農林漁業の災害応急・復旧対策に関する事。 (5) 被災農林漁業者の再建支援に関する事。 |
| 豊見城市商工会 | (1) 被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関する事。 (3) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 |
| (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会 | 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。 |
| (公財) 沖縄県交通安全協会連合会(豊見城地区交通安全協会) | (1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 (2) 被災地及び避難場所の警戒に関する事。 (3) 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。 |
| 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合 | 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事。 |
| 上下水道指定工事店(上水道：豊見城市管工事組合) | 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。 |
| 危険物等取扱事業者 | (1) 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関する事。 (2) 災害時における石油等の供給に関する事。 |
| 社会福祉施設管理者 | 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。 |
| 病院管理者 | (1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 (2) 被災傷病者の救護に関する事。 |
| 学校法人 | (1) 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。 (2) 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。 |
| 金融機関 | 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。 |
| 報道機関 | 災害情報及び災害対策に関する正確な情報発信に関する事。 |
| 豊見城市自治会長会 | 災害時における地域住民の状況把握と「市災害対策本部」への協力 |
| 自主防災組織等 | (1) 備蓄の推進、防災訓練の実施または参加に関する事。 (2) 地域における住民の避難誘導、被災者の救護その他市が行う災害応急対策についての協力に関する事。 |
| 豊見城市民生委員児童委員協議会 | 要配慮者への支援 |

第6節 市民等の責務

本市及び自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は、次のとおりとする。

| 区 分 | とるべき措置 |
|------------|--|
| 市民 | (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承 (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討 (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検 (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力 (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達 (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援 (7) 災害廃棄物の分別 (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動 |
| 自治会・自主防災組織 | (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検 (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承 (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力 (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） (5) 自主防災リーダーの養成 (6) 自主防災活動及び訓練の実施 (7) 気象情報等の収集及び伝達 (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力 (9) 災害時の避難所の自主運営 (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力 |
| 事業者 | (1) 従業員の防災教育及び訓練 (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新 (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討 (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検 (5) 自衛消防活動・訓練 (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導 (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力 (8) 避難行動要支援者等の避難支援 (9) 災害廃棄物の分別 (10) 災害時の事業継続、国、県、本市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。） (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力 |

第2章 基本方針

第1節 地域防災ビジョン

1 基本方針

市防災計画は、本市の総合的な災害対策の基本となるべきものであり、災害の予防対策、災害時の応急対策、復旧・復興対策の実施に大きな役割を果たすものである。

市は、市民・行政・防災関係機関がそれぞれの立場で防災活動を展開し、大規模な災害の軽減を図るための体制づくりとして、「自助」「共助」「公助」の精神が根ざした、災害に強く安心して住めるまちをつくることを目指すものとする。

(1) 「自助」活動

市は、自主的な減災の考え方を普及・啓発し、地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促し、自主防災力の向上を推進する。

また、自力で避難が困難と考える市民は、あらかじめ避難行動要支援者の登録を行うなどの対策を図る。

(2) 「共助」活動

自主防災組織の活動を通して、地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進めるとともに、近隣住民との連絡体制の強化に努め、避難行動要支援者が取り残されることのない環境づくりを図る。

(3) 「公助」活動

市は、公共施設の耐震化、浸水対策や減災に向けた計画的な土地利用を推進し日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、地域のコミュニティ防災力向上に向けた取組を進めるとともに、市民や各種団体の協力を得て、避難行動要支援者に対する支援を円滑に実施するための機構づくりを進める。

第2節 災害の想定と市防災計画の基本的な考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章 第5節 3の「(1) 切迫性の高い津波」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられ、第1章 第5節 3「(2) 最大クラスの津波(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)」に示す地震・津波である。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機やトンネルの大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

イ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 市防災計画の考え方

市は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき市防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

本市は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。

一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本市の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋りょう等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市庁舎等の行政機能及び市災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第3節 防災対策の基本方針

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れた地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本市の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、市が果たすべき役割を的確に実施していくとともに、関係機関と相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、県、市を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市、公共機関、事業者、住民等が一带となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、次のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は次のとおりとする。

(1) 基本理念

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

- ア 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保
- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 市民の防災活動を促進するための防災教育等による市民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による市民の防災活動環境の整備等
- エ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は次のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

(1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 施策の概要

- ア 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難場所への収容、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、次のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止により快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

市は、県及び公共機関等と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じるものとする。

第4節 本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は、人口増加による都市化が進むとともに、豊崎地区では、中心市街地を補完し新たな産業や観光、ショッピングなどの複合的な機能を有することに伴い、今後さらに人口及び観光客等の増加が予想される。また、西海岸地域は、沖縄西海岸道路や那覇空港自動車道の開通（一部暫定）を契機として、産業や物流機能等の高次都市機能の集積が進んでいる。こうした津波に対する防災上不利な地理的条件があるなど、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた市防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

さらに、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性による条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から本市への応援が到達するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 県内他市町村との連携強化
- (2) 浸水想定区域外への備蓄拠点・物資の確保
- (3) 災害時の緊急輸送拠点の確保

2 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

地震発生から津波到達時間内に避難できるように、次のような津波避難対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 市の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
- (4) 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

3 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、市内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、市、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、地震発生から津波到達時間内に避難できるように、次のような津波避難対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- (2) 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保地縁

第5節 市防災計画の見直しと推進

市防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、県、市、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

1 市防災計画の効果的な推進

- (1) 市防災計画を、本市の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 市防災計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討のうえ、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。
- (4) 市防災担当部局は、これら市防災計画を効果的に推進するため、関係各課及び関係機関間の連携を図り、次の対策を実施する。
 - ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた市職員への周知徹底及び検証
 - イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (5) 本市においては、市防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 本市は、果たすべき役割を的確に実施し、県及び指定地方公共機関等と相互に密接な連携を図る。また、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 市防災計画は、本市の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。豊見城市防災会議は、市防災計画及びこれに基づく防災業務計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを市防災計画に的確に反映させていく。
- (9) 市防災計画の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

2 市防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

本市は、防災計画間の必要な調整、県から市に対する助言等を通じて、本計画及びその他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年号外法律第92号）、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法その他防災関係法令において、市防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置付けることとする。

3 市防災計画の周知

この計画は、本市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、市民への周知を図る。